



Title	あるCLD児散在地域の公立学校における教育保障の改革と実践
Author(s)	原, 瑞穂; 宇津木, 奈美子
Citation	母語・継承語・バイリンガル教育 (MHB) 研究. 2024, 20周年記念特別号, p. 58-59
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/102019
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

« Column 2 »

あるCLD児散在地域の公立学校における教育保障の改革と実践

キーワード：散在地域、公立学校、教育保障、areas with scattered CLD students, public schools, educational guarantee

はじめに

宇津木・原（2021）では、文化的言語的に多様な子どもたち（以下、CLD児）の散在地域X市における2019年度の事業改革について述べた。X市では教育委員会と国際交流協会と大学の各担当者が市の長年の対処療法的な日本語指導支援体制からの脱却の必要性を感じていたところへ、「日本語教育の推進に関する法律」が制定・施行され、三者が課題や情報を共有しながら改革への道筋を作っていました。その背景には、組織の担当者として連携し、「ひと」と「ひと」との関係を深め、CLD児の教育課題を新たな状況に転換しようする当事者意識が深まっていくプロセスがあった。本稿では、改革後の2020年度以降のX市の状況について述べる。

X市の現況

2023年1月現在、X市の在留外国人は1,983人で、人口の1.08%を占める。主に国際結婚や企業の現地採用による移住者が各所に居住する散在地域であるが、2018年以降は企業に家族帯同が可能な在留資格を持つ従業員が多数雇用され、一部地域では集住化傾向にある。

市立学校数は、2022年5月現在、小学校が47校、中学校が23校である。山間部の極小規模校から街中の大規模校まで様々な学校が広域に散在している。日本語指導支援対象のCLD児は表1の通りである。2021年秋に感染症拡大防止政策が緩和され、家族が呼び寄せにより主に小学校への編入学が相次ぎ、2022年度は57名（小学校46名、中学校11名）と3年間で倍増した。主な国籍は、フィリピン、日本、中国、ブラジルである。今後、海外から編入学に加え、保育園から小学校、小学校から中学校への進学により、さらに増加する見込みである。

表1 X市立小中学校における日本語指導支援対象のCLD児童生徒数

年度	2019	2020	2021	2022
児童生徒数	28	28	43	57

（単位：人数）

2019年度事業改革の成果と課題

2019年度の事業改革により、2020年度には約5倍の予算措置がとられ、市教育委員会が国際交流協会に事業委託し、学校と市教育委員会と国際交流協会と大学の関係各所の連携体制、日本語指導支援者の派遣体制およびスタートプログラムが整備された。連

携体制においては、国際交流協会が大学教員をアドバイザーに委嘱し、その立場が明確化された。

日本語指導・支援については、2022年度現在、CLD児の在籍数が多い小学校2校に県の加配教員および日本語支援員が、その他の小中学校では日本語講師が取り出し授業を担当している。日本語支援員と日本語講師は、小中学校等の退職教員や日本語支援の経験者であり、国際交流協会が市教育委員会から委託され、約20名が派遣されている。また、新渡日の子と保護者に対しては、住民登録から編入までの間を準備期間とし、スタートプログラムを実施している。子は学校生活や日本語での挨拶、名前の書き方など、1日数時間、計20～30時間学ぶ。保護者も子の名前の呼び方や書き方に慣れることから始まり、学校生活の情報収集、編入学年の決定、就学に必要な数多の書類作成などのサポートを受ける。保護者に対しては、アドバイザーがCLD児の複数の言語の発達や異文化接触に伴う影響、保護者の教育参加に関する講話をしたり、相談を受けたりしている。この間に教育委員会と国際交流協会と学校が連携して受け入れの準備を進める。子と保護者、教員にとって心構えができ、異文化接触による最初のショックを和らげる機会となっているようである。また、関係者間においても、必要な情報の共有や相談、話し合いがあり、迅速で柔軟な対応が可能になってきている。顔が見えて信頼できる「ひと」と「ひと」との関係性の特徴が生かされていると実感している。

他方で、日本語指導支援者の派遣およびスタートプログラムを委託されている国際交流協会の負担は大きく、業務等の見直しの時期を迎えるなど新たな課題も生じている。また、取り出し授業においては、初期の日本語学習以外の指導支援の経験の共有や継承が課題となっている。研修などの機会は少なく、しかも各々の支援者の独自の取り組みに任せられている。インターネット上でも数多の事例集や活動案等が提供されているが、それぞれのCLD児に適したものや担当者が容易に理解でき活用できるものを得るための労は大きい。現在、これらの課題に対し、業務等の見直し、指導・支援者がキャリアや専門性にかかわらず活用が可能な学習活動案のリソース集の作成、研修など、その内容や質の充実を図るべく動き出している。

このように日本語指導・支援の充実に向けて動き出した一方で、CLD児が出身地や家庭で育んできた多様な文化や言語については、保護者への情報提供や相談にとどまり、保護者や子自身の自助努力課題となっている。アドバイザーの関わり方もそれらをマイノリティ独自の課題として「個人化」する潮流を生み出しているかもしれない。CLD児が複数の言語文化環境に身を置いて育っていることを踏まえた教育のあり方について議論し見直す必要があると考える。

2019年度の改革により行政が主体となったことで公教育における日本語指導・支援の体制が整理され、運用を重ね、現在、内容や質の充実化を図る段階にある。今後は家族の言語や文化の観点も含め、どのような教育保障が必要かについて、関係各所で協議し、取り組んでいきたい。

引用文献

宇津木奈美子・原瑞穂(2021)「CLD児散在地域における教育保障に向けた学校教育への挑戦のプロセス—教育委員会・国際交流協会・大学の担当者のふり返りからー」『母語・継承語・バイリンガル教育(MHB)研究』17, 25-51.

原 瑞穂（上越教育大学）、宇津木 奈美子（帝京大学）